

聖籠町告示第4号

聖籠町生活交通路線維持費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年1月8日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町生活交通路線維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、バス路線の運行を維持するため、聖籠町生活交通確保計画に基づき、生活交通路線を運行する乗合バス事業者に対し、予算の範囲内において聖籠町生活交通路線維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経常収益 乗合バス事業に係る経常収益をいう。
- (2) 経常費用 乗合バス事業に係る経常費用をいう。
- (3) 生活交通路線 新潟県が設置する新潟県生活交通確保対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために維持・確保が必要と認められ、新潟県知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - ア 複数の市町村（平成13年3月31日における市町村をいう。）にまたがる路線
 - イ キロ程が10キロメートル以上の路線
 - ウ 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下と見込まれる路線。ただし、過去2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超であったものを除く。
 - エ 1日当たりの計画運行回数が3回以上の路線。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の路線とする。
 - オ 次のいずれかに該当する路線

- (ア) 新潟県が指定する広域行政圏の中心市町村への需要に応じて設定される路線
 - (イ) 新潟市への需用に応じて設定される路線
 - (ウ) 聖籠町への需要に応じて設定される路線
 - (エ) (ア) から (イ) までに掲げる市町村以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在する等、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると地域協議会が認めたものへの需要に応じて設定される路線
 - (オ) 経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線
- (4) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (5) 補助対象期間 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 生活交通確保計画 町が策定する生活交通を確保するための地域の交通計画で、県知事に報告したものをいう。

(補助対象路線)

第3条 補助対象路線は、新潟県生活交通路線維持確保3カ年計画に位置付けられた生活交通路線であって、新潟県生活交通確保対策補助金交付要綱の適用を受け、経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象事業者は、生活交通路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、次の式により計算された額とする。ただし、補助対象路線区間の聖籠町区間の距離分とする。

$(\text{経常費用の額} \times (11 \div 20)) - \text{経常収益の額}$

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、別記第1号様式による生活交通路線維持費補助金交付申請書に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第8条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

(あて先) 聖籠町長

名 称
所在地
代表者名

印

年度聖籠町生活交通路線維持費補助金交付申請書

年度聖籠町生活交通路線維持費補助金の交付を受けたいので、聖籠町生活交通確保対策補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補助対象期間の損益状況	乗合バス事業					
	営業収	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費	千円	営業外収益	千円	経常費用 <input type="checkbox"/>	千円
	営業損	千円	営業外収益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の補助対象期間内の実車走行キロ <input type="checkbox"/>		km		経常収益率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者キロ当たり経常費用(実績) <input type="checkbox"/> ÷ <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/>	地域キロ当たり標準経常費用 <input type="checkbox"/>	キロ当たり補助対象経常費用 <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> のいずれか少ない方の額 <input type="checkbox"/>
円 銭	円 銭	円 銭

5 聖籠町生活交通路線維持費補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程		他路線との競合部分のキロ程		他の路線との競合部分のキロ程比率 ($\frac{\text{ア}}{\text{イ}}$) ÷ ($\frac{\text{ク}}{\text{ケ}}$) = $\frac{\text{コ}}$
		起点	主な経由地	終点	往 km	(平均) km	往 km	(平均) km	
第 号					往 km	(平均) km	往 km	(平均) km	%
第 号					復 km	km	復 km	km	%
第 号					往 km	(平均) km	往 km	(平均) km	%
第 号					復 km	km	復 km	km	%
第 号					往 km	(平均) km	往 km	(平均) km	%
第 号					復 km	km	復 km	km	%
合計	系統				往 km	(平均) km	往 km	(平均) km	%
					復 km	km	復 km	km	

申請番号	実車走行キロ イ	補助対象常用経費用 ク $\text{イ} \times \text{ク} = \text{ケ}$	経常収益 ク	補助対象費用経除した額 $\text{ケ} - \text{ク} = \text{コ}$	補助対象経度の額 $\text{コ} \times 9 / 20 = \text{ク}$	又はいれ少いのか ク ク のち路と競合部分以外係も $\text{ク} \times \text{ケ} = \text{コ}$	平均乗密が人満路 コ × し行数運回 = コ	均車度5未の コ な運回 / 行数	国庫補助申請額 $\text{コ} \div 2 = \text{コ}$
第 号	km	円	円	円	円	円	円	円	円

第号	km	円	円	円	円	円	円	円	円
第号	km	円	円	円	円	円	円	円	円
第号	km	円	円	円	円	円	円	円	円
第号	km	円	円	円	円	円	円	円	円

6 市町村補助金申請額

申請番号	運行系統名	常用から常益控し額 経費か経収を除いた額 ㊦ー ㊧＝ ㊨	補助申請額 ①	補助金申請額の内訳		市町村別キロ程			市町村補助金負担率 ⑤ / ④ × 100 = ⑥	市町村補助金負担額 × ⑥ = ⑦	聖籠にる補助申請額 聖籠係補助金申請
				国・県補助申請額 ②	市町村補助申請額 ① ② ③	系統キロ程 ④	関係市町村名	市町村キロ程 ⑤			
第号	円	千円	千円	千円	千円	km	聖籠町	km	%	千円	千円
								km	%	千円	
								km	%	千円	
第号	円	千円	千円	千円	千円	km	聖籠町	km	%	千円	千円
								km	%	千円	
								km	%	千円	
第号	円	千円	千円	千円	千円	km	聖籠町	km	%	千円	千円
								km	%	千円	
								km	%	千円	
合計	系統	円	千円	千円	千円	km	聖籠町	km	%	千円	千円

別記第 2 号様式(第 8 条関係)

第 号

年 月 日

様

聖籠町長 印

年度 聖籠町生活交通路線維持費補助金

交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった

年度 聖籠町生活交通路線維持費補助金については、聖籠町生活交通路線維持費補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

1 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
	千円